「動物法」の体系化についての一試論

青木人志*

- I 本稿の目的
- Ⅱ 法の世界をどう分類するか――動物はどこにいるのか?
- Ⅲ イギリス法の分類――「動物 | を分類項目とする
- IV わが国の従来の試み一吉田眞澄氏の提案
- V 「人間と動物の関係」に注目した「狭義の動物法」の体系化
- VI 今後の課題

I 本稿の目的

本稿は、「動物法」という新しい法分野の発展を視野に入れて、その体系的把握の仕方について、出発点となる作業仮説の提示を試みるものである。

どの範囲の法律を「動物法」と呼ぶかということ自体が、まず問題となる。広狭さまざまな把握の仕方が可能であるが、どのような立場をとるにせよ、「動物について規定するものであることが名称に明示されている法律の規定内容」が、動物法の核心部分を構成することは間違いない。憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法といった基本諸法の内容も、動物の問題と無関係ではありえないが、内容が無限定に拡散するのを防ぐため、さしあたり本稿では、「動物に直接関係することが名称上明らかな法令に規定された規範内容」を「動物法」と呼ぶことにし、それらを念頭において話を進める。

Ⅱ 法の世界をどう分類するか――動物はどこにいるのか?

現在わが国には膨大な数の法令が存在する。そのような現行法令を、どのよう に分類するかは、それ自体興味深い課題である。なぜならば、法令の数々を分類 する作業は、われわれの生きている広大な法世界を織り成す諸要素を分析し、そ

[「]一橋法学」(一橋大学大学院法学研究科) 第 5 巻第 1 号2006年 3 月 ISSN 1347-0388 ※ 一橋大学大学院法学研究科教授

(60) 一橋法学 第5巻 第1号 2006年3月

れらの重要性に応じて多層的な序列をつけてゆくことを意味し、法世界の森羅万 象の構造を読み解き、その見取り図を提示するという、すぐれて知的な営みにほ かならないからである。

ためしに、既存の法令集やデータベースの分類例を見てみよう。

まずは、法務省大臣官房司法法制部編『現行日本法規』(ぎょうせい発行)の 分類をみてみよう。この加除式法令集は、全部で97巻(索引などを除く)からな り、51の編に大きく分かれている。51という編の数は一見かなり多いが、法世界 の複雑さを考えると、相当な抽象化を経た結果の分類ということになる。

具体的にはどんな編名が存在するか。列挙してみると、次の通りである。

〈ぎょうせい 『現行日本法規』の分類項目〉

憲法、国会、行政組織、国家公務員、行政手続、統計、地方自治、地方財政、司法、 民事、刑事、警察、消防、国土開発、土地、都市計画、道路、河川、災害対策、建 築・住宅、財務通則、国有財産、国税、専売・事業、国債、教育、文化、産業通則、 農業、林業、水産業、鉱業、工業、商業、金融・保険、外国為替・貿易、陸運、海運、 航空、貨物運送、観光、郵務、電気通信、労働、環境保全、厚生、社会福祉、社会保 険、防衛、外事、条約。

こうしてみると、じつにあっけない。これだけの分類に全法令を収めることが できるのだから、抽象概念のもつ有効性に、改めて感心する。

もちろん、この分類はあくまでもひとつの例であって、唯一絶対のものではありえない。もうひとつ、別の例を見てみよう。第一法規のデータベース『現行法規』(ウェブ版)の分類例である。このデータベースの分類ではさらに編の数が減り、全部で33である。その内容は次の通り。

〈第一法規『現行法規』(ウェブ版)の分類項目〉

憲法、国会、選挙、行政一般、地方制度、司法・法務、民事法、刑事法、警察・消防、 教育・文化、厚生、環境保全、労働、財政、租税、事業、金融、産業一般、農林、水 産、商工、資源・エネルギー、貿易・外国為替、陸運、海運、航空、郵政、電気通信、 国土計画、建設、国防、外事、条約。

2つの分類を比べてみると、大筋では似ているが、微妙に違う部分もある。つまり、法令分類の仕方の雛型はある程度は存在する。ただし、細部はあくまでも 分類者の考え方次第ということである。

本稿の関心事は、動物関連の諸法令は、編別上どこに分類されているかということである。ご覧のとおり、『現行日本法規』にせよ、『現行法規』にせよ、大分類項目の中には「動物」という言葉は直接現れないので、一見したところでは、よくわからない。

たとえば、①「動物の愛護及び管理に関する法律」、②「家畜伝染病予防法」、

③「身体障害者補助犬法」、④「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、という4つの法律がどこに分類されているか調べてみよう。

分類階層が編→章→節と3段階に分かれている第一法規のデータベース『現行法規』(ウェブ版)の分類では、これらの4つの法律の分類場所はそれぞれこうなっている。

〈第一法規『現行法規』(ウェブ版)の分類具体例〉

①動物の愛護及び管理に関する法律:

環境保全(編)―自然保護(章)―動物愛護(節)の下に分類

②家畜伝染病予防法:

農林(編) 一畜産(章) 一家畜衛生(節) の下に分類

③身体障害者補助犬法:

労働(編)―職業安定(章)―雇用の促進等に関する特別措置(節)の下に分類

④特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律:

環境保全(編)―自然保護(章)―鳥獣保護・生物の多様性の確保(節)の下に分類

4つの法律は、いずれも動物に関する法律であることが名称から明白である。 しかし、環境保全、農林、労働という3つの編に分散していて、相互の連関はイ

(62) 一橋法学 第5巻 第1号 2006年3月

メージしづらい。

とりわけ③は「身体障害者補助犬」が主役となる法律であるが、データベースの編別上は、職業安定という側面が重視され¹⁾、分類の最小単位である「節」まで降りてきても、分類項目名からは犬や動物の気配はまったくしない。

さらに、①と④のように、ともに「環境保全」編「自然保護」章の下に分類されている法律であっても、もう一段階下位の分類となる「節」レベルの相互関係は、必ずしも明確ではない。節の名称になっている「動物愛護」「鳥獣保護・生物の多様性の確保」という2つの要請の関係はどうなっているのか。「動物愛護」と「鳥獣保護」はどう区別されているのか。

こういった疑問に答えるためには、動物法の構造分析と、個々の法律の相互関係についての法理論的検討がどうしても必要になる。

Ⅲ イギリス法の分類――「動物」を分類項目とする

ところで、「動物」という項目を大きな法分類基準として用いないのは、理論 的あるいは原理的な必然性があることかというと、そうではない。

たとえば、イギリスで実際に行われている法分類の例をみてみよう。

イギリス(イングランドとウェールズ)の法令を網羅した法令集として知られているものに、ホールズベリーの法令集(Halsbury's Statutes of England and Wales, Fourth Edition, London, Butterworth, 1998)がある 2 。同法令集は、わたくしの参照した第4版についていうと、50巻からなる膨大なものであり、その分類大項目としては、原語のアルファベット順で次のような項目が採用されている。やや長くなるが、イギリス的な「法世界の切り取り方」を知る上で興味深いので、ぜんぶ列挙してみよう。

^{1) 「}身体障害者補助犬法」は良質な補助犬の育成と、補助犬同伴者の公共交通機関などの利用の円滑化を目的とする法律であるから、「職業安定」という大項目の下に入れるのは座りが悪い感じを否めない。

²⁾ この法令集については北村一郎編『アクセスガイド外国法』(東京大学出版会)所収の「イギリス法」(中村民雄執筆)59頁以下に詳しい。

〈ホールズベリー法令集の分類大項目名〉

海法、代理、農業、割当地と小保有地、動物、仲裁、建築家と技師、軍隊、競売、航 空、銀行、破産と支払不能、バリスタ、賭博・くじ、為替手形、売買証書、住宅金融 組合、埋葬と火葬、運送人、慈善事業、児童、市民的権利と自由、クラブ、入会権、 コモンウェルスとその他の領土、会社、強制取得、憲法法、消費者信用、裁判所侮辱、 契約、著作権、検屍官、県裁判所、裁判所と法的サービス、刑事法、国王訴訟手続法、 税関と消費税局、損害賠償、差押、地役権と採取権、教会法、教育、選挙、電気、雇 用、衡平法、禁反言、欧州連合、証拠、遺言執行者と遺言管理人、爆発物、犯罪人引 渡と逃亡犯罪人、消防、漁業、食品、林業、共済組合、ガス、労働衛生安全、公道・ 橋、住宅、勤労者共済組合、保険、判決と強制執行、陪審、土地排水と改良、不動産 貸主と借主、法律扶助、文書・口頭による名誉毀捐、図書館その他文化科学施設、許 可と酒税、出訴期限、地方政府、ロンドン、治安判事、市場と定期市、婚姻関係法、 医事と薬事、精神衛生、鉱山・鉱物・採石場、不実表示と詐欺、錯誤、通貨、譲渡抵 当、国民医療制度、国籍と移民、ネグリジェンス、北アイルランド、公証人と免許を 受けた不動産譲渡専門弁護士、ニューサンス、オープンスペースとナショナルヘリ テージ、国会、組合、特許と意匠、貴族と栄典、年金と老齢、永久拘束禁止則、警察、 港湾、郵便、刑務所と在監者、賞品、公衆衛生と環境保護、鉄道・内陸水路・パイプ ライン、格付け、物的財産権、個人に関する登記、道路交通、動産売買と消費者保護、 土地売買、貯蓄銀行、執行官と執行官補佐人、船舶と航海、社会保障、ソリシタ、印 紙税、制定法、証券取引所、課税、電気通信と放送、劇場その他の娯楽施設、期間、 不法行為、都市田園計画制度、通商と産業、商標と商号、信託と承継的財産設定、付 加価値税、評価人と査定人、戦争と非常事態、水、度量衡、遺言。

これらの項目は、数えてみると全部で134個ある。さきに紹介したわが国のデータベースのいちばん大きな編分類の約4倍の項目数を立てていることになる。項目名を見比べてみると、「航空」、「刑事法」、「警察」、「消防」といった日英共通の大分類はあれ、概してイギリスの分類項目は具象性が高い。

日英のこのような違いの背景には、抽象的な法典を作るよりは、具体的な個別

(64) 一橋法学 第5巻 第1号 2006年3月

法令を作ることに熱心なイギリス法文化の特質があるのだが、しかし、それにしても、せいぜい134個の項目で済んでしまう。人間社会の複雑さ、法に関連する事項の膨大さを思うとき、森羅万象がたった134の項目にまとめ上げられてしまうということは、とりもなおさず、分類項目に選ばれた事項の抽象度と重要性の高さを物語るものでもある。

ホールズベリーの分類項目をもう一度眺め、太字で示したように、アルファベット順で5つ目の項目がじつは「動物」(Animals)となっていることに注目していただきたい。英国の法令集の編纂者は、まさに「動物」という項目を「法世界の重要項目のひとつ」に選んでいるのである。

では、具体的に、どのような法令が「動物」という表題のもとに分類されているだろうか。数えてみると、ちょうど70個の法律が、その中にまとめられている。ここでも大まかなイメージをつかむために、法令の略称だけを全部列挙してみよう。

〈ホールズベリー法令集の「動物」に分類される法律の名称〉

「夜間密猟法1828」、「狩猟法1831」、「夜間密猟法1844」、「ノウサギ法1848」、「狩猟免許法1860」、「密猟防止法1862」、「犬法1871」、「猟獣法1880」、「税関および内国歳入庁法1893」、「税関および内国歳入庁法1883」、「ノウサギ保全法1892」、「税関および内国歳入庁法1893」、「猟獣(修正)法1906」、「大法1906」、「動物保護法1911」、「動物保護法(1911)改正法1921」、「金融法1924」、「演技動物(規制)法1925」、「動物保護法(1911)改正法1927」、「犬(修正)法1928」、「輸入危害動物法1932」、「動物保護法1934」、「金融法1937」、「映画(動物)法1937」、「ウサギ書防止法1939」、「農業(人工授精)法1946」、「ウマの断尾および尾根切開法1949」、「ペット動物法1951」、「闘鶏法1952」、「犬(家畜保護)法1953」、「動物保護(修正)法1954」、「動物保護(修正)法1954」、「動物保護(麻酔)法1954」、「害獣法1954」、「狩猟法律(修正)法1960」、「動物遺棄法1960」、「動物(残虐な毒物)法1962」、「動物宿泊施設法1963」、「動物保護(麻酔)法1964」、「乗馬施設法1964」、「南極条約法1967」、「農業(雑則)法1968」、「郵便法1969」、「狩猟法1970」、「乗馬施設法1970」、「農業法1970」、「働物法1971」、「農業(雑則)法1972」、「大繁殖法1973」、「蹄鉄工(登記)法1975」、「看犬法1975」、「危険野生動物法1976」、「蹄鉄工(登記)(修正)法1977」、「ミツバチ

法1980」、「動物健康法1981」、「動物園免許法1981」、「ペット動物法1951 (修正)法1983」、「動物健康福祉法1984」、「動物 (科学的処置)法1986」、「動物保護(刑罰)法1987」、「地方政府法1988」、「動物保護(修正)法1988」、「残虐な束縛からの保護法1988」、「危険犬法1989」、「環境保護法1990」、「シカ法1991」、「犬繁殖法1991」、「危険犬法1991」、「アナグマ保護法1992」、「野生哺乳類(保護)法1996」、「危険犬(修正)法1997」、「動物健康(修正)法1998」。

個々の法令の内容について深入りする余裕はないが、一見して、狩猟、課税、 虐待防止、衛生、危険・被害防除、動物関連施設、繁殖、といった事柄について の法律が、「動物」という項目のもとに統括されていることがわかる。

もっとも、このような雑多な内容の法律を体系的に位置づけるのは、イギリス でもやはり容易ではないようだ。

たとえば、マーガレット・E・クーパー著『動物法入門』(Margaret E. Cooper, An Introduction to Animal Law, Academic Press, 1987) というイギリスで出版された書物をひもといてみよう。

同書の冒頭で、著者クーパーは、「動物法」の限界線をどこに引くかについての悩みを語り、どんな書き方をしたとしても、読者は、一方で、自分にとって重要な分野が除外されていると言い、またその一方で、ある話題は動物法との関連が薄いと言って、不平を述べるに違いないと述べている³⁰。

そして著者自身は、「獣医や生物学関係の業についている人を読者に想定している」と断わった上で、次のような目次に沿って筆を進める。

〈クーパー『動物法入門』の目次〉

第1章:動物法:序論

³⁾ 実際のところ、イギリスで出版されている他の「動物法」の著作は、クーパーと まったく別個の章立てをとる。たとえば、Julian Palmer, Animal Law (3rded., Shaw and Sons Ltd., 2001) は、「所有・窃盗・所有者責任」「販売・有償飼養契約」「動物 の移動・輸入・輸出」「ペット動物」「馬」「危険野生動物」「狩猟鳥獣としての動 物」「動物の保護」「動物の疾病」「展示・公演・動物園」「有害動物」「実験」とい う章立てになっている。

(66) 一橋法学 第5巻 第1号 2006年3月

第2章:動物についての責任

責任と権利 国王大権 コモンロー上の所有権 所有者の責任と権利 犬について の責任 道路事故 動物の売買 所有に関する諸問題

第3章:福祉立法

虐待禁止立法 福祉に関係するその他の立法 農場動物の福祉 輸送の際の福祉 輸出動物の福祉 商業目的で保有される動物に関係する免許

第4章:科学的目的のために使用される動物

科学的目的のための動物使用についての立法 動物 (科学的処置) 法1986 動物 (科学的処置) 法1986と相互作用する立法 研究に使われる動物に関係するその他の立法 動物実験の実施を要求する立法 付・動物虐待法1876

第5章:動物の健康

総論 特定疾病の統制 報告義務のある疾病 移動 魚類の疾病統制 輸入 輸出

第6章:動物の治療とケア

獣医外科 医薬品 火器

第7章:保全

野生動物と田園法1981 禁猟期間による保護 害獣の統制 取引統制

第8章:健康と安全

労働健康安全等法1974 規制・業務基準・ガイドライン 健康安全立法の実施 その他の安全法令 労働事故

第9章:動物に関する海外立法と国際立法

国際的立法 個別国家の法律 アメリカ合衆国 ヨーロッパ 他の諸国 問題別の 各国立法

クーパーの本は、ホールズベリーの法令集の「動物」の項目に集められた法律を網羅的に扱うものではないし、同法令集が「動物」の項目に入れていない法律を扱っている部分もある。また、第8章では、ごく一般的な労働安全についての法規制が語られており、動物との関連性は間接的にすぎない内容が扱われる。おそらく、獣医や生物学関係の職場で働く人を読者層に想定している都合上、そういった人たちの職場の安全衛生環境が問題になるのだろうが、これらが「動物

法しの中に入ることには、正直なところ違和感がある。

だが、そのような問題はあれ、法令集の掲載法令名を平板に列挙した前述の一 覧表と比べてみると、クーパーの著作の目次からは、動物法内部の体系的構造が ある程度浮かび上がってくる。

Ⅳ わが国の従来の試み――吉田眞澄氏の提案

動物法の体系について考えるにあたり、わざわざ外国(イギリス)の例に言及したのは、好事家的で迂遠なやり方に思えるかもしれない。しかし、わが法学界においては、そもそも「動物」という視角で関連法令を括り、一個のカテゴリーを作ること自体、まだ一般的な考え方ではないから、外国の例を見る意義がある。

じっさいわが国では「ペット」関連の解説書・啓蒙書を除くと、「動物法」もしくはそれに類似したタイトルを冠した法学の著作はほとんど存在せず、「動物法」という言葉は独立した法分野の名称として、まだ市民権を得ていない状況にある。このことは、先に見た法令集やデータベースの分類項目に、「動物愛護」等の小項目はあれ、「動物」という大項目が用いられないこととも関係している。つまり、動物関連法の相互連関が十分に認知されていないから、「動物」という項目のもとに諸法令がまとめられることはない。そして、「動物」が法令分類の基準とされないから、「動物法」という名称も受け容れられない。こういう循環的な構造が存在している。

動物法の体系を考えるきっかけとして、イギリスの法令分類や著作を紹介したのは、わが国の状況を考えると、「動物法」という問題把握の仕方がすでにかなり一般化している国(イギリス)の例を参考にするのが適切だからである。

わが法律学(法解釈学)の分野名は、伝統的に当該分野の中核となる基本法典の名称を使うことが多い。法解釈学のそれぞれの学問分野は、当該分野の中心となる基本法典と、それを取り巻く諸法令の規範論理の構造を解明することを中心的課題としてきた。憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法といったいわゆる主要六法には、それぞれ、憲法学、民法学、商法学、刑法学、民事訴訟法学、刑事訴訟法学という学問分野名を対応させることができる。法学者のアイデンティティーもおよそこれに対応している。

(68) 一橋法学 第5巻 第1号 2006年3月

もっとも、そういった法典中心の「縦割り」ではなく、素材となる事項を中心に諸法典・諸法令を「横断的に切取る」法律学の学問分野も、徐々に現れ始めている。具体的には、「医事法」、「情報法」、「環境法」、「女性法学」(フェミニズム法学)などがそれである。こういった学問分野は、いずれも、医事紛争の頻発と医療における患者の権利意識の高まり、インターネットの普及とプライバシー意識の高揚、強い環境保護意識の醸成、女性差別についての感覚の鋭敏化といった社会の要請に背中を押されて開拓された。それらは法律学の学問分野の一分枝として認知されることをめざし、実際にその一部は、すでに確固たる学問領域名として定着している。

近年の動物問題(とりわけ動物愛護や動物種の保全)に関する日本社会の意識 の高まりや、「ヒトと動物の関係学会」や「ペット法学会」といったユニークな 学会が設立されていることを鑑みると、遠からず「動物法」という名称と学問分 野が、わが国の法学界に定着する可能性は十分あると予想する。

じっさい、この数年間に動物と法に関する研究論文は明らかに増えた⁴。その中で、「動物法の体系化」という観点からぜひ取り上げるべき重要な仕事は、吉田眞澄氏が編集代表となって編纂した『ペット六法』(誠文堂新光社、2002年第1版)である。本稿ではとくに同書中に吉田氏が寄せている「ペット法概論」という論文に注目したい⁵)。

吉田氏は前述の「ペット法学会」の設立に関わった民法学の専門家であり、ペット問題と法についての著作も多い⁶⁾。氏のこの論文は、「動物法」とせず、控え目な「ペット法」をタイトル中に謳っているが、実質的にはペット法を超えた動物法の体系化について論じているので、動物法の体系化についての先駆的な業

⁴⁾ わたくし自身の著作として、青木人志「動物の比較法文化」有斐閣 (2002年)、同 「法と動物」明石書店 (2004年) がある。

^{5) 『}ペット六法』(法令編) 12頁。なお、同書は第2版の出版準備中とのことだが、本稿の脱稿時点では出版されていないので、第1版の吉田論文を素材に話を進める。関係者の御了承を乞う。

⁶⁾ 吉田眞澄氏には、『ペットの法律全書』(有斐閣。椿寿夫・堀龍兒と共著)、『動物愛護六法』(誠文堂新光社、編著)、『ペットと暮らす―共生のかたち』(人文書院)、『ペットの法律案内』(黙出版)という著書の他、「ペット研究のススメ」(ジュリスト1063号)、「ペット法学の構想」(書斎の窓485号)といった文章がある。

績であると評価できる。

以下、吉田氏の議論の概略を紹介しよう。まず、氏は、「動物の法律上の位置づけ」を論じる。そこでは、動物が法律上は「物」として位置づけられるので、あらゆる法律中に使われている「物」や「動産」の中に動物も含まれることになり、基本法典中に動物を例外扱いする規定はほとんど存在しない、という認識が示される。また、「所有者のいない野生動物は別にして、所有者のいるペット、産業動物、実験動物、展示動物、就労動物(盲導犬、聴導犬、介助犬、救助犬等)といったような人と動物の関係の違いを基準にした区別を含め動物についてなんの区別もされずにすべての動物が物として一律に扱われている」とする"。

次に、「動物の法律の体系と分類」に説き進む。まさしく動物法の体系化という問題を正面から論じたものだが、ここでは「動物法の体系の欠落」という事実が指摘される。「主要六法が、すべての動物を物として捉えているところに共通性が見られはするが、その点を除くと、これまで、動物に関する法律すべてを体系的に捉え、全体的に統一性と整合性を持たせようという動きは見られなかった。」「動物の法律については、学者や学界の関心も薄く、動物の法律が学問的検討の対象にされ、本格的に議論されだしたのはここ数年のことに過ぎないのである。したがって、学問的にも、全体の体系や法律相互の内容の整合性といった問題まではまだ手がつけられていない。」という認識が示されている®。

その上で、私法・公法という従来の法律学の二大分類に従いつつ、吉田氏は動物法に次のような概観を与える。

〈動物法の分類〉(吉田眞澄)

- I. 動物私法(下位分類はとくにない)
- Ⅱ. 動物公法(6と7は将来の可能性)
 - 1. 動物愛護法
 - 2. 動物健康衛生法
 - 3. 就労動物法

^{7) 『}ペット六法』法令編13頁。

⁸⁾ 同上。

(70) 一橋法学 第5巻 第1号 2006年3月

- 4. 野生動物法
- 5. 産業動物法
- (6. 展示動物法)
- (7. 実験動物法)

動物私法を支える柱は3つある。

第1の柱は、「動物は、所有権をはじめとする権利の客体として人の支配下に 置かれるべき物というところに最も根本的な法的意味が存在する!ということ。

第2の柱は、「規約や契約が重要な意味を持ち、必要以上に法律が前面に出ない | こと。

第3の柱は、「動物が人に損害を与えるタイプのものも、逆に動物が被害を受けるタイプのものも、害を加えた側に故意や過失があれば損害賠償の責任が生じ、それがなければ損害賠償の責任が生じない」ことである。

動物に関連する私法の領域に、吉田氏が指摘する上の特徴が存在することに、 異論はない。しかし、それらはいずれも、民法の大原則をあらためて確認したも のにすぎないといえなくもない。少くとも「動物法に固有の私法原理」が存在す ることを主張し、その内容を積極的に記述するものではない。

もし、現在の日本法の中に、動物法独自の私法原理が見出せないのであれば、「動物私法」という名称を作ってみても、その内実は希薄なものとならざるを得ず、たんに「私法」と一般的に呼ぶのとほとんど差がないことになろう。

V 「人間と動物の関係」に注目した「狭義の動物法」の体 系化

こうしてみると、私法領域において動物を他の物と別扱いしない日本法の現状を前提とするかぎり、動物法の独自の特徴は「私法」よりむしろ「公法」の領域に強く現れていることになる。そこで、「広義の動物法」と「狭義の動物法」を区別し、「狭義の動物法」は公法に限定すべきであろう。以下本稿では「狭義の動物法」(動物公法)の体系化を考える。

吉田氏が提示した、公法領域における①動物愛護法、②動物健康衛生法、③就

労動物法、④野生動物法、⑤産業動物法、⑥展示動物法、⑦実験動物法という分類について考えてみよう。前出『ペット六法』(第1版)では、これらの分類項目のうちの①から⑤の下に、それぞれ次のような法令を収録(もしくは言及)している。⑥と⑦は将来の可能性を示唆したものにとどまり、具体的な法令は挙げられていない。

〈「ペット六法」の法令分類〉

- ①動物愛護法=動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律施行令、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準、展示動物等の飼養及び保管に関する基準、実験動物の飼養及び保管等に関する基準、動物の処分方法に関する基準、自治体のペット条例。
- ②動物健康衛生法=獣医師法、獣医師法施行令、獣医師法施行規則、獣医療法、獣医療法施行令、薬事法、薬事法施行令、動物用医薬品等取締規則、狂犬病予防法、狂犬病予防法施行令、狂犬病予防法施行規則。
- ③就労動物法=身体障害者補助犬法。
- ④野生動物法=絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)、外国為替及び外国貿易法、輸入貿易管理令、輸入貿易管理規則、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第52条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令、希少野生動植物種保存基本方針、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則、文化財保護法。
- ⑤産業動物法=酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、家畜改良増殖法、養鶏振興法、養蜂振興法、肉用子牛生産安定等特別措置法、家畜商法、家畜取引法、卸売市場法、家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律等。

^{9) 「}鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」は、現在は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」と名称が変わっている。

(72) 一橋法学 第5巻 第1号 2006年3月

- (⑥展示動物法)
- (⑦実験動物法)

ところで、7つの大きな法分野名を眺めると、「動物愛護法」と「動物健康衛生法」については、動物になんら限定がついていないが、それ以外はすべて「○○動物」という限定がついていることに気づく。

そこから、「動物愛護法」と「動物健康衛生法」は総論的な法分野名で、動物一般に広く関わる可能性のある法規範であり、それゆえ、動物法の体系上、全体を貫く土台となる法規範を形成するという推測がつく¹⁰。

次に、「就労動物」、「野生動物」、「産業動物」、「展示動物」、「実験動物」という5つの各論的分類がどのような視点からなされているかを自覚的に分析すると、下のようになる。

- ①就労動物法にいう「就労」=人間のために動物が働く。
- ②野生動物法にいう「野生」=人間の所有・占有下に置かれていないという動物の属性。
- ③産業動物法にいう「産業」=人間が動物を産業に利用する。
- ④展示動物法にいう「展示」=人間が動物を展示する。
- ⑤実験動物法にいう「実験」=人間が動物で実験する。

このような分類視点を、より抽象化して表現すると、こうなる。

- ①就労動物法にいう「就労」=動物の活動の意味に着目。
- ②野生動物法にいう「野生」=動物の属性の意味に着目。

¹⁰⁾ 本文最後に述べるとおり、「動物愛護法」と「動物健康衛生法」を総論的な2大項目とすることも、用語法も含め検討の余地がある。本稿ではさしあたり吉田眞澄氏の用語をそのまま拝借しつつ議論したが、たとえば、動物の「管理」についての法規範は、「動物の愛護」「動物の健康衛生促進」「動物による危険の防除」といった重層的機能を果たす。重層性の全面回避は不可能であっても、より明快な見取図を作るための総論的分類視点が、さらに検討されなければならない。

- ③産業動物法にいう「産業」=動物を客体とする人間の活動の人間にとっての意味に 注目。
- ④展示動物法にいう「展示」=動物を客体とする人間の活動の人間にとっての意味に 着目。
- ⑤実験動物法にいう「実験」=動物を客体とする人間の活動の人間にとっての意味に 着目。

ご覧のとおり、③、④、⑤は分類基準の平仄が揃っているが、①と②はやや趣が違う。しかし、①については、「就労」とはいっても、結局のところ人間がその動物に指示を出して、動物の行動を制御することによって「就労させている」のだから、たとえ動物自身が自発的な意思や喜びをもってその指示に従っていたとしても、広い意味ではなお「動物を客体とする人間の活動の人間にとっての意味」に注目した分類であると言うことができるだろう。

ただし、②の視点(「野生」)は、動物の属性を問題とする点で、あきらかに他の分類と次元が違い、それらと同列に置くことはできない。

②とそれ以外の違いを考えよう。①の就労動物の中にイメージされているのは、 盲導犬・介助犬・聴導犬(法律上これらは「身体障害者補助犬」と総称される) である。また、③の産業動物はウシ・ブタ・ニワトリなどの畜産動物、④の展示 動物は動物園・水族館などに展示されている諸動物、そして、⑤の実験動物は、 実験に使われるマウス・ラット・ウサギ・ネコ・イヌ・サルなどである。

こうしてみると、①・③・④・⑤は、いずれも人間が占有・所有している動物についての法であるので、まずは、「野生動物法」と「非野生動物法」(人間の占有・所有下にある動物についての法)という二大分類を作るべきだということがわかる。

- I. 野生動物法
- Ⅱ. 非野生動物法=就労動物法・産業動物法・展示動物法・実験動物法

次に、「非野生動物法」内部の構造分析に移る。いろいろな分類視点がありう

(74) 一橋法学 第5巻 第1号 2006年3月

るが、人間と動物の関係にとって重要なのは、「その動物の個性が人間にとって重要かどうか」という視点である。その視点から、グルーピングすべきは、それぞれ、動物の個性が重要な①と④、そして、動物の個性がさほど重要でない③と⑤である。大きくこのように2分することが可能であろう。盲導犬や動物園のパンダには必ず名前をつけるが、畜産動物や実験動物の場合は1頭ずつ名前をつけないのが普通である(もちろん例外はある)。人間にとって動物個体のもつ個性の重要性の度合いが違うからである。

I. 野生動物法

- Ⅱ,非野生動物法
 - 1. 動物の個性が人間にとって重要である=就労動物法・展示動物法
 - 2. 動物の個性が人間にとって重要でない=産業動物法・実験動物法

さて、ここで、やや奇妙なことに気づく。個性が重要な動物としては、まずなによりも、愛玩動物 (ペット動物) が念頭に浮かぶはずだが、それが欠落しているのである。

どうしてこうなったかというと、愛玩動物に関わる諸法令を、吉田氏の分類は、「動物愛護法」、「動物健康衛生法」という項目の下に入れているからである。

本稿の立場は、これら2つの法分野は、愛玩動物のみならず、就労動物・産業動物・展示動物・実験動物のいずれにも適用される総論的な規定と理解するのが 体系的な理解としてはすっきりする、というものである。

そこで、各論的分類として、「愛玩動物法」という項目をあらたに1つ立てて、これを「就労動物法」とあわせて「伴侶動物法」と呼び、それにより動物の人間にとっての意味づけを基本にした分類を、以下のように体系化することを提案したい。

I. 野生動物法

- Ⅱ. 非野生動物法
 - 1. 動物の個性が重要である

- ①伴侶動物法
 - ア. 愛玩動物法
 - イ. 就労動物法
- ②展示動物法
- 2. 動物の個性が重要でない
 - ①産業動物法
 - ②実験動物法

これに、先ほど来、何度も言及している、総論的な「動物愛護法」と「動物健康衛生法」がかぶってくる。さらには、それによってもなお捕捉しきれない法規定もあるので「その他」という総論項目も作っておきたい。結局、吉田氏の先駆的業績によって示された分類を出発点とし、それを利用しつつ考えた動物法の全体像は、つぎのようなマトリックスで表現すべきものとなる。

〈動物法 (狭義) の体系マトリックス〉

	野生動物	非野生動物				
		動物の個性が重要である			動物の個性は重要でない	
		伴侶動物		展示動物	産業動物	実験動物
		愛玩動物	就労動物	及小虭彻	上	大歌動物
動物愛護法	A 1	A 2	А3	A 4	A 5	A 6
動物健康衛 生法	В1	В2	В3	B 4	В5	В6
その他の法 規定	C 1	C 2	С3	C 4	C 5	С6

すべての現行法令・法規定が、どこか1マスだけに必ず入るというものではなく、縦・横の複数のマス目にまたがる法令も当然ある。個々の法令の対象動物種の範囲がそれぞれ違うし、単一の法令であってもその内部の規定ごとに対象動物や規定の性質が違ってくることもあるので、どのような分類を作ったにせよ、こ

(76) 一橋法学 第5巻 第1号 2006年3月

ういった不都合は多かれ少なかれ避けられない。

VI 今後の課題

動物法学の実質的体系化のためには、このマトリックスのマス目ごとに、どのような価値原理が法の内容を規定しているかを明らかにしていくことが必要である。大まかな見当をつけてみると、たとえば、動物のもつ「人間にとっての有益性」、「種としての希少性」、「生態系上の地位」、「人身や財産に対する危険性」、「社会的な親近性」、「生物としての高等性」(苦痛感受性)といった諸特性が、動物法を構成する諸原理を考える上のキーワードになってくると予想される。それぞれの場面で、これらの諸特性がどのように作用し、対立する諸価値がどのように相互調整されるのかをきめ細かに明らかにしてゆくことが、今後の重要な課題になろう。

たとえば、A1の領域では「希少性」や「生態系上の地位」や「危険性」が重要な考慮要素(オランウータン保護問題、外来移入種駆除問題など)になり、A2の領域では「親近性」の要素も入り込み(ペット虐待問題など)、A6の領域では「高等性」(苦痛感受性)が考慮要素となり(サルに強い苦痛を長期間与える実験の許容範囲の問題など)、B5の領域ではなによりも「危険性」の大きさが問われる(BSE・鳥インフルエンザ問題など)。そして、これらすべての領域で、動物の「有益性」(この概念はさらに質的に分解可能である)と動物利用等を制限する諸契機との間の比較考量が問題になるだろう。

動物問題については、保護にせよ利用にせよ、「運動」の立場から単純化したスローガン的主張がなされがちである。しかし、「動物法」が法学の研究分野として承認を得るためには、上に述べたような場面ごとに、法文や立法過程(国会審議録など)や裁判例(まだ少数だが将来は増えるだろう)を検討して冷静な解釈論的分析を加え、そこから浮かび上がってくる諸原理の関係を整理する必要がある。説得力のある立法論的提案を行うためにも、そういった地道な基礎作業が欠かせない。

本稿は、そのような検討を始めるための「作業仮説」を、吉田眞澄氏の先駆的 業績を出発点としつつ試論的に提示したものにすぎず、最後に示したマトリック スは、内容も用語も(例えば「愛護」は適切か)、研究の進展に応じて組み替えられ、精密化されてゆくべきものであることは、いうまでもない。